

公益財団法人名古屋食肉公社評議員及び役員の報酬等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人名古屋食肉公社定款第 16 条及び第 32 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公益財団法人名古屋食肉公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の基準)

第 3 条 評議員及び非常勤役員は、無報酬とする。

- 2 常勤役員には、月額報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員には、月額報酬のほか、職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、名古屋市職員及び公益財団法人名古屋食肉公社の職員を兼務する役員には、これを支給しない。

(報酬の額)

第 4 条 常勤役員の報酬の額は、年額 990 万円を超えない範囲内において、理事会で決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、名古屋市退職者にあっては、「名古屋市外郭団体の役職員の報酬等に関する取扱方針」に定めるところによる。
- 3 報酬は、就任日の属する月から退任、辞任又は死亡の日の属する月まで支給する。ただし、就任日が月の途中である場合には、日割計算により支給する。

(報酬の支給方法)

第 5 条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うことができるものとする。

- 2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬の支給日は、職員の例によるものとする。

(旅費及び費用弁償)

第 7 条 評議員及び役員が、公社の職務のために旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

- 2 評議員及び役員としての職務遂行のために要した費用については、その相当額を

その都度支給する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(委任)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人名古屋食肉公社役員等の報酬等の支給規程は、施行日以降、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。